

議事要旨(2)企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

冒頭に西川副委員長より、本適用指針は次回(平成18年12月1日予定)の第118回企業会計基準委員会において公表議決を予定している旨、説明がなされた。

続いて、布施専門委員から、適用指針案に基づき、主として公開草案後の修正箇所である以下の項目について説明が行われた。

- ・31-2項「企業結合会計基準と連結財務諸表原則との適用関係の明確化」
- ・38項「支払対価が取得企業の株式の場合における『株価』の考え方」
- ・54項「取得原価の配分額の算定における簡便的な取扱いを採用する場合の貸倒引当金や減価償却累計額の引継ぎの可否」
- ・72項「取得企業の税効果会計におけるのれんの取扱い」
- ・135項「持分の結合と判定された合併において自己株式を処分した場合の会計処理」
- ・189項「共同支配企業の形成と判定された合併(吸収合併)における合併会社の株主(共同支配投資企業)の会計処理」
- ・203-2項「完全親子会社関係にある組織再編において対価が支払われない場合の会計処理」
- ・207-2項「連結財務諸表上の帳簿価額が算定されていない場合の取扱い」
- ・238-2項「株式交換直前に子会社(株式交換完全子会社)が自己株式を保有している場合等の取扱い」
- ・331項「適用時期等」

審議の中では、出席した委員等から次の発言があった。

- ・適用指針案の378-2項なお書きにおいて、税務上ののれんに関する取扱いの記述があるが、会計処理に関する具体的な定めであるため、結論の背景ではなく、本文に記述した方がよいのではないか。
- ・適用指針案の38項に追加した「株価の考え方」について、このような具体的な定めを置くことは実務上有益である。

上記のうち最初の点について、事務局から、のれんの取扱いについては本文71項において定められており378-2項なお書きは補足的な記述である旨、また、文言については引き続き検討する旨、回答がなされた。

以上